

議第 1 号議案

桐生市名誉市民条例の一部を改正する条例案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 24 年 3 月 14 日提出

提出者	桐生市議会議員	西	牧	秀	乗
賛成者	桐生市議会議員	伏	木	康	雄

桐生市議会議長 荒 木 恵 司 様

桐生市名誉市民条例の一部を改正する条例

桐生市名誉市民条例(昭和 43 年桐生市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 死亡したときは、相当の礼をもって弔慰を表わす。

第 3 条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 市の公の式典に招待し、優遇する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議第 1 号議案 桐生市名誉市民条例の一部を改正する条例案

昭和 43 年の施行から月日もたち、時代が変わり近郊の市と比べて、礼遇に関わる部分が時代遅れになっています。時代に合った内容に改革するため、第 3 条に 2 項目を加え、名誉市民としてあるべく待遇を配慮できるよう、所要の改正を行うものです。